

『基本刑法Ⅱ各論（第3版）』簡易問題集

※以下のQは、大塚裕史・十河太朗・塩谷毅・豊田兼彦『基本刑法Ⅱ各論（第3版）』に掲載されている【設問】を抜粋したものです。解説は本書に掲載されています。

また、末尾に各Qと本書【設問】の対応関係を示しています。

Q1 Xが恋人Aに別れ話を持ちかけたところ、Aはそれに応じずXに心中を申し出た。Xは途中から心中する気がなくなったのに、Aが自分を愛して追死してくれるもの信じ込んでいるのを利用して、追死するごとく装い、青酸ソーダをAに与えて自殺せしめた。Xの罪責を論じなさい。

Q2 Xは日本窒素の社長であるが、同社は塩化メチル水銀を含む排水を水俣湾に垂れ流しその海域の魚介類を汚染したことによって、その魚を食べた多くの人を水俣病に罹患させた。母親Bが妊娠中に汚染された魚を摂取したことによって子どもAが障害をもって生まれてきて、その十数年後に死亡した。Xの罪責を論じなさい。

Q3 Xは、歩行者Aを車で轢いて転倒させ、約3カ月の入院加療を要する傷害を負わせたが、Aが歩けないので救助のために一旦自分の車に乗せて約30分運転したあと、医者を呼んでくるとだまして雪の降る薄暗い車道上にAを放置して逃走した。Xに保護責任者遺棄罪は成立するか。

Q4 Xは、精神的ストレスによる障害を生じさせるかもしれないことを認識しながら、隣家のAに向けて、1年半余りもの間、ラジオの音声や目覚まし時計のアラーム音を大音量で執拗に鳴らし続け、Aに慢性頭痛症や睡眠障害を生じさせた。Xの罪責について論じなさい。

Q5 Xは、Aを脅す目的で、狭い室内で日本刀の抜き身を振っていたが、そのうちに誤ってAの腹に刀が突き刺さり、Aが死亡した。Xの罪責を論じなさい。

Q6 Xは、熟睡しているAを寝室の外から施錠して閉じ込めた。熟睡中のAに対する監禁罪が成立するかを論じなさい。

Q7 Xは自己の経営するキャバクラのホステスAが逃げたので連れ戻そうとし、入院中

のAの母親の下に行くのとAを誤信させて、あらかじめX宅へ行くように指示してあったタクシーに乗り込ませ、Aがだまされたのに気づいて車外に逃げ出すまで走行させた。Aが、だまされたのに気づかず同乗していた間も監禁罪が成立しているかを論じなさい。

Q 8 Xは、Aの下で養育されている未成年者Bを誘惑してその承諾を得て、Aが知らない間にAの意思に反してBをその生活環境から離脱させ、Xの実力支配内に移した。Xの罪責を論じなさい。

Q 9 夫Xは、別居中で離婚係争中の妻Aの下で養育されていてAの下に居たがっている5歳の実子Bを、隙をついて自動車に乗せて無理やり連れ去った。Xの罪責を論じなさい。

Q10 Xは、佐賀相互銀行代表取締役社長Aを略取し、車でホテルの1室に連れ込み、監禁して、同銀行専務Bらに電話をかけて身の代金を要求したが、逮捕されて身の代金取得には至らなかった。AとBの間には、業務の遂行を通じて築かれた深い人間関係があった。Xに身の代金目的略取罪が成立するかを論じなさい。

Q11 Xは、A女が半睡半覚の状態のため、Xを夫と勘違いしているのを利用してAの承諾を得て性交した。Xの罪責を論じなさい。

Q12 芸能プロダクションの経営者Xは、モデル志願のA女（19歳）に対して、モデルになるためには全裸になって写真撮影されることも必要であると誤信させ、Aの承諾を得てAを全裸にして写真撮影をした。Xの罪責を論じなさい。

Q13 Xは、春闘におけるビラ貼りの目的で郵便局に立ち入った。郵便局長は事前に、そのような目的による立入りを拒否する意思を積極的に明示していなかった。Xの罪責を論じなさい。

Q14 Xは、強盗の目的を秘して「こんばんは」と挨拶し、家人Aの「おはいいなさい」との返答を得た上でAの住居に立ち入った。Xの罪責を論じなさい。

Q15 Xは、銀行の現金自動預払機（ATM）を利用する客のカードの暗証番号や名義人氏名などを盗撮する目的で、行員が常駐しないA銀行支店出張所に営業中に立ち入った。Xの罪責を論じなさい。

- Q16 Xは、恋人Aの家に遊びに行ったとき、2人の関係に反対するAの父親Bに家への立入りを拒否されたので、Aの手引きで勝手口から応接室に立ち入った。Xの罪責を論じなさい。
- Q17 Xは、人妻Aと親しくなり、Aの夫Bが出張中にAの承諾を得て姦通目的でB（A）宅に立ち入った。Xの罪責を論じなさい。
- Q18 Xは、ある政党が発行するビラを配布する目的で、7階建ての分譲マンションの共用部分である階段や7階から3階までの各階廊下に7分ほど立ち入った。当該マンションは、居住者によって管理組合が構成されており、その管理組合の名義でチラシなどの配布を禁じる貼り紙を玄関ホール掲示板に掲示する措置がなされていた。Xの罪責を論じなさい。
- Q19 Xは、自宅においてAの弟Bと村会議員Cに、また、Aの家でAの妻Dと娘Eその他3人の村人がいる前で「Aは放火犯だ」と言った。Xの罪責を論じなさい。
- Q20 Xは、夕刊和歌山時事に、新聞社を経営するAが和歌山市役所土木部の某課長に対して聞こえよがしの捨て台詞を吐いた上、上層の某主幹に対して凄んだという旨の記事を掲載し、頒布した。Aはその編集発行する和歌山特だね新聞に和歌山市民の私行に対して興味本位の暴露記事をしばしば載せており、Xは新聞人としての公憤からそのようなAの行為に対する批判記事を書いたのであった。Xは取材によって得た確実な資料に基づいて事実を真実であると確信していたが、裁判において真実性の証明に失敗した。Xの罪責を論じなさい。
- Q21 Xは、自宅のパソコンから、そのような意図がないにもかかわらず、インターネットの掲示板に無差別殺人の虚偽予告を行った。これを閲覧した者からの通報を介して警察が警戒出動したことによって警察官の本来の業務が阻害された。Xの罪責を論じなさい。
- Q22 Aは、スーパーマーケットの6階のベンチに財布を置き忘れたまま地下1階に移動し、約10分後にそれに気づいて引き返したが、その間に、Xが財布を持ち去った。Xの罪責を論じなさい。
- Q23 Aは、公園のベンチにポシェットを置き忘れたまま、その場を離れ、公園出口の横断歩道橋を渡って約200m離れた駅の改札口付近まで2分ほど歩いたところで、ポシェットの置忘れに気づき、走って戻ったが、既になくなっていて、それは、隣のベンチか

らAの様子をうかがっていたXが、Aがベンチから約27m離れた同歩道橋の階段踊り場まで行ったのを見たときに、ポシェットを持ち去ったからであった。Xの罪責を論じなさい。

Q24 Xは、Aを殺害することを決意し、その首を絞めて窒息死させた。その直後、Xは、Aが身につけていた腕時計を奪取する意思を生じ、これを領得した。Xの罪責を論じなさい。

Q25 Xは、午前0時頃、たまたまエンジンキー付きで駐車してあったA所有の普通乗用自動車（時価約250万円相当）を、午前5時30分頃までには元の場所に返しておく意思で、Aに無断で乗り出し、市内を乗り回していたところ、午前4時10分頃、無免許運転で検挙された。Xの罪責（特別法犯を除く）を論じなさい。

Q26 Xは、生活苦から刑務所で生活した方がましであると考え、刑務所に服役することを希望し、当初から窃盗犯人として自首するつもりで駐車中の自動車内からA所有の音楽CD数十枚を持ち出し、直ちに近くの派出所に出頭してこれを証拠品として提出した。Xの罪責を論じなさい。

Q27 Xは、何らの権原もないのに、東京都が所有する公園の空き地の一角（110.75㎡）の中心部に、東京都職員の警告を無視して木造ビニールシート葺平屋簡易建物（建坪約64.3㎡）を立てた。建物内部には居住用設備はなく、中古家電製品などのリサイクルショップとして使われていた。本件建物は、基礎工事がなされておらず土台として角材がそのまま地面の上に置かれ、土台、柱、屋根部分等の組立てには、ほぞをほぞ穴に差し込んで固定する方法はとられておらず、土台の角材同士、土台の角材と柱、柱と柱を、平板等を当てて釘付けするなどしてつないでいた。Xは、本件建物を建築後も、東京都職員の警告にもかかわらず約9カ月間退去要求に応じなかった。Xに不動産侵奪罪は成立するか。

Q28 Xは、夜間人通りの少ない場所で、通行中の女性の所持しているハンドバッグを奪取する目的をもって、自ら普通乗用自動車を運転してA女に近づき、自動車の窓からAが所持するハンドバッグのさげひもをつかんで引っ張り、Aがこれを奪われまいとして離さなかったため、さらに奪取の目的を達成しようとして、上記さげひもをつかんだまま自動車を進行させ、ハンドバッグを離そうとしないAを車もろとも引きずって路上に転倒させたり、車体に接触させたり、あるいは道路脇の電柱に衝突させたりするなどの暴行を加え、よってAに傷害を与えた。Xの罪責を論じなさい。

- Q29 Xは、深夜、人通りは全くないが、付近に人家が建ち並ぶ路上を通行している一人歩きの女性Aを見て、そのハンドバッグを奪おうとして背後から襲いかかり、右手で同女の口、鼻を約30秒間にわたりふさいで転倒させ、Aが一瞬ひるんだ隙にAの右腕にかけていた高級ブランドのハンドバッグを奪い取った。Xの罪責を論じなさい。
- Q30 X、Y、Zは、Aを誘い出し匕首（短刀）や麻酔薬を使ってAから現金を強取することを共謀し、XがAを誘い出し、YがいきなりAが所持していた手提げ鞆を奪い取り、Xらの意図を知らないAがXに助けを求めると、ZがXに対し所携の匕首を突きつけてあたかもXが助けに赴くのを阻止するような風を装い、Aが鞆を取り返そうとしてYに追いつがってきたので、ZはYに協力してAと格闘の上組み伏せ、Zが用意してきた麻酔薬を用いて同人を昏酔させ、その鞆の中から現金20万円を奪った。Xに強盗罪の共同正犯が成立するか論じなさい。
- Q31 Xは、日頃の恨みからAに暴行を加え意識を失わせた。その後、倒れているAのズボンポケットに財布が見えたので、これを奪取する意思を生じて、その財布を抜き取った。Xの罪責を論じなさい。
- Q32 Xは、路上でAとすれ違った際、Aの肩がXの肩に触れたことからこれに立腹し、Aの顔面を殴打し、XとAは殴り合いになった。Xと一緒にいたYは、これに加勢しようと暴力団員を装って「事務所に電話してくる」などと言ってAに対する傷害をXと共謀した。Xは、Aに対し殴る蹴るの暴行を加え、Yは、鉄パイプで殴打する等暴行を加えた（第1暴行）。Aは、Yの暴行により加療2週間を要する傷害を負った。さらに、Aは、XとYが暴力団員であると思い込み、極度に畏怖して抵抗できない状態に陥っていたが、XとYは、Aのこの状態を利用して、Aから金品を奪取しようと共謀した。そこで、XはさらにAの顔面を数回手拳で殴打する暴行を加え（第2暴行）、YがAから現金を奪取した。Xの罪責を論じなさい。
- Q33 XとYは、Aに強制性交をすることを共謀し、路上でAを自動車内に連れ込み暴行・脅迫を加え、コムカラ峠と呼ばれている空き地まで向かい、停車中の車内でAに暴行を加え強制性交をした後、財物奪取について共謀の上、Aが抗拒不能に陥っているのに乗じ現金および腕時計を奪取した。その際、XとYは、Aが身動きしないので失神しているものと思っていたが、Aは、実際には失神しておらず、逆らえばまた殴られたりすると考えて、これまでと同様身動きすらない状態のままであった。Xに強盗罪の共同正犯が成立するか。
- Q34 暴力団員Xは、覚醒剤の密売人Aから覚醒剤の引渡しを受けたが、代金を支払おうと

しなかったので、Aから「代金を払え。払えないなら覚醒剤を返せ」と言われた。Xは、この取引を知っているのは自分とAだけであることを奇貨として、たまたま所持していた鉄パイプでAを殴打して覚醒剤を持逃げした。Xの罪責を論じなさい。

Q35 Xは、Yとの間で、Yの両親A・Bを殺害し、A・Bの全財産につき唯一の相続人であるYに相続を開始させて財産上不法の利益を得させる旨の共謀を遂げ、この計画を実行に移すために、ある夜、A・B宅に赴き、就寝中の両名にカッターナイフで切りつけたが、A・Bに激しく抵抗されたため、傷害を負わせたにとどまった。Xに強盗殺人未遂罪が成立するか。

Q36 Xは、A女から、数回にわたって借金をしていたが、交付された金員のほとんどをAに返済しなかった。このためAから再三その返済を督促されるに至った。しかし、X・A間で借用証書類がなく、同女が死亡すれば自分以外にその詳細を知る者がいないと考えたXは、Aを殺害して債務の履行を逃れようとした。そこで、Aを誘い出した上で、薪様の凶器をもってAの頭部などを殴打し、人事不省の状態に陥れたが、殺害の目的を遂げなかった。Xの罪責を論じなさい。

Q37 Xは、Aから架空人名義で金員を借り入れていた。Xは、ある日、Aからその返済を激しく迫られたので支払いを免れるためにAを殺害した。なお、Aには長男Bがおり、しかもXの借入れの事実を証明できる書類が多数残されていた。Xの罪責を論じなさい。

Q38 Xは、Aの自宅前に駐輪してあったAの自転車を盗んだ。その10日後、Aがコンビニの前に駐輪してあった自分の自転車を発見し持ち帰ろうとしたところ、店内から出てきたXは、Aの顔面を数回殴打して自転車が取り返されるのを防ぎ、そのまま自転車に乗って逃走した。Xの罪責を論じなさい。

Q39 XとYは、Aを殺害する目的で覚醒剤の取引の斡旋を装ってAをホテルの一室に呼び出し、Xが買主と値段を交渉するために必要だとだましてAから覚醒剤を受け取り、これを持ってホテルから逃走した。その後、Xから連絡を受けたYは、Aを殺害するためAの部屋に入ってAを拳銃で狙撃したが、Aに重傷を負わせただけで殺害するに至らなかった。

- (1) YがAを狙撃したことにより、Xには1項強盗による強盗殺人未遂罪の共同正犯が成立するか。
- (2) YがAを狙撃したことにより、Xには2項強盗による強盗殺人未遂罪の共同正犯が成立するか。

(3) 先行する財物の占有を確保する行為と2項強盗殺人未遂罪の共同正犯との罪数関係はどうか。

Q40 Xは、A宅で金品を窃取した30分後、現場から1km離れた地点で、電話で窃盗の被害連絡を受けて犯行現場に駆けつける途中のAと行き会い、盗品を発見され取り戻されそうになったため、財物の奪還阻止目的で暴行を加えて負傷させた。

Q41 Xは、昼頃、留守中のA宅に侵入し、台所の食品を食べるなどして寝入り、午後3時頃目を覚まし、家屋内を物色して指輪を盗みポケットに入れたが、行くあてがないため、A宅の天井裏に隠れていた。帰宅したAの通報により駆けつけた警察官Bが、午後6時過ぎにXを天井裏で発見した。そこで、Xは逮捕を免れる目的で、所持していたナイフでBの顔面を切りつけるなどの暴行を加え、加療約3週間の傷害を負わせた。Xの罪責を論じなさい。

Q42 Xは、金品窃取の目的で、午後0時50分頃、A方住宅に侵入し、現金等の入った財布等を窃取し、侵入の数分後に戸外に出て、誰からも発見、追跡されることなく、自転車で1km離れた公園に行った。Xは、同公園で盗んだ現金を数えたが、3万円余りしかなかったため、再びA方に盗みに入ることにして自転車で引き返し、午後1時20分頃、同人方玄関の扉を開けたところ、室内に家人がいると気づき、扉を閉めて門扉外の駐車場に出たが、家人Aに発見され、逮捕を免れるため、ポケットからナイフを取り出し、Aに刃先を示し、左右に振って近づき、Aがひるんで後退した隙を見て逃走した。Xの罪責を論じなさい。

Q43 Xは、金品窃取の目的でA方に侵入し、A所有の財布等在所中の手提げバッグを手に取り、東側に隣接する自宅の敷地内に投げ入れた。そして、誰からも追跡されることなく自宅に戻り、前記手提げバッグを屋内に取りこんだ。Xは、自宅内で約10分ないし15分逡巡するうち、窃盗現場を立ち去った際に隣室から物音が聞えたことから、A方にいたBに自己の窃盗が発覚したと考え、同人を殺害するしかないと決意し、再びA方に戻りBを殺害した。Xの罪責を論じなさい。

Q44 XとYは、車上荒らしを共謀し、ある日の夜、駐車場に停めてあったAの自動車内から財布入りのバッグを持ち逃げしようとしたところ、ちょうど駐車場にやってきたAに呼び止められたのでYは逃走したが、XはAに捕まりそうになったので、逃げようとしてAに殴る蹴るの暴行を加えて逃走した。XおよびYの罪責を論じなさい。

Q45 Xは、車上荒らしをしようと思い、ある日の夜、駐車場に停めてあったAの自動車内

から財布入りのバッグを持ち逃げしようとしたところ、ちょうど駐車場にやってきたAに呼び止められ捕まりそうになったので逃げようとした。そこへたまたま友人のYが通りかかり、Yはすべての事情を察知した上でXに加勢して、XとYはAに殴る蹴るの暴行を加えた。Aが路上に転倒した際に、XとYは逃走した。XおよびYの罪責を論じなさい。

Q46 Xは、車上荒らしをしようと思い、ある日の夜、駐車場に停めてあったAの自動車内から財布入りのバッグを持ち逃げしようとしたところ、ちょうど駐車場にやってきたAに呼び止められ捕まりそうになったので、逃げようとした。そこへたまたま友人のYが通りかかり、Yはすべての事情を察知した上でXに加勢して、XとYはAに殴る蹴るの暴行を加えた。Aが路上に転倒した際に、XとYは逃走した。Aは一連の暴行により加療2週間の傷害を負ったが、それがX、Yいずれの暴行によるものかはわからなかった。XおよびYの罪責を論じなさい。

Q47 Xは、事務所に忍び込んで窃盗を働こうと思い、窃盗のためのいわゆる七つ道具（ドライバー、ペンチ等）、模造拳銃、登山ナイフを携帯してビル街を徘徊していたところ、警察官の職務質問を受けて逮捕された。なお、ナイフや模造拳銃は、「窃盗に入り、もし見つかったら脅す」ために持っていた。Xの罪責を論じなさい。

Q48 Xは、Aより金品を強奪するため、殺意をもってAの腹部を包丁で刺してAを死亡させて金品を奪取した。Xの罪責を論じなさい。

Q49 Xは、A宅において財物強取の目的でAにナイフを突きつけ「金を出せ」と脅したが、家人に騒がれ何もとらずに逃走しようとした。ところが、A宅の入口付近までAの息子Bが追跡してきて逮捕されそうになったので、あわててナイフでBを振り払おうとしたところ、ナイフがBに刺さりBは死亡した。Xの罪責を論じなさい。

Q50 Xは、他の4名と金員を強奪しようとして、日本刀などの凶器を携えてA方に侵入し、Aの息子B・Cに対し日本刀を突きつけ脅迫し、他の共犯者がAから金員を強奪しようとしたが、Aが救いを求めて戸外に脱出し、その妻らも騒ぎ立てたため、金員奪取の目的を達せず、他の共犯者が逃走を始めた。Xも逃走しようとしたところ、BおよびCが追いかけてきたため、逮捕される危険を感じたXは、A宅の入り口付近において兩名の下腹部を日本刀で突き刺し、死亡させた。Xの罪責を論じなさい。

Q51 Xは、前夜岡山県下で強盗によって得た盗品を船で運搬し、翌晩神戸市内で陸揚げしようとする際、巡査Aに発見され、逮捕を免れる目的でAを負傷させた。Xの罪責を論

じなさい。

Q52 Xは、ほか2名と共謀の上、Aを殺害して金品を強奪しようとして決意し、3月1日午前1時半、A方においてAを殺害して金品を強奪した後、この犯行を目撃したBがXらの顔を知っていることからこれを殺害しようとして相談し、BをA方近くの空家内に誘い出し、3月1日午前6時30分頃、同所においてBを殺害した。Xの罪責を論じなさい。

Q53 Xは、A方において、Aの襟首を捕まえて引き倒し、顔を畳に押しつけるなどの暴行を加えて金品を強取しようとしたが、家人に騒がれ何も取らないまま逃走した。これにより、Aは額や頬に打撲傷を受けたが、出血も疼痛もなく、医師の治療を受けることなく6日前後で全治した。Xの罪責を論じなさい。

Q54 Xは、路上でAに出刃包丁を突きつけ「金を出せ」と脅迫したところ、Aが難を逃れようとして逃げ出し、転倒して全治2週間の傷害を負った。Xの罪責を論じなさい。

Q55 Xは、Aから金員を強取しようとして企て、A運転のミニバイクの後部荷台にまたがって乗車し、登山ナイフを同人の右脇腹に突きつけ「騒ぐな、騒ぐと殺すぞ」などと申し向け、手錠の一方を同人の左手首に、他の一方を同車のハンドルにかけて連結固定して、さらに「倒れろ」と命じ、殺されるかもしれないと畏怖したAをバイクもろともその場に転倒させ、傷害を負わせた。その間、XはAの鞆を強取して逃走した。Xの罪責を論じなさい。

Q56 Xは、強盗目的で家人を縛りつけ、現金を求めて家の中を探し回ったが、思うように見つからなかったことに腹を立て、戸棚の窓ガラスを壊したところ、飛び散ったガラスの破片によって家人が負傷した。Xの罪責を論じなさい。

Q57 Xは、新聞集金人を装って女子高校生が留守番をしている家を訪問し、被害者から現金を強奪するとともに強制性交行為をしようとして企て、A方で女子高校生Aに対し暴行・脅迫を加えて反抗を抑圧して強制性交をし傷害を負わせた。そして、引き続き文化包丁を突きつけて現金1万円を強取した。Xの罪責を論じなさい。

Q58 Xは、Aから現金を強取しようとして企て、Aに対して暴行を加えたものの、Aが現金を所持していなかったため、落胆し自暴自棄になり、Aに強制性交をして殺害しようとして決意し、Aの首を絞めて強制性交をしたところ、Aはその後もなく窒息死した。Xの罪責を論じなさい。

- Q59 Xがコンビニで2000円の商品を買うためレジで5千円札を店員Aに渡したところ、Aは、これを1万円札と間違え、釣りとしてXに8000円を渡した。Xは、そのことに気づきながら8000円を受け取り、何も言わずにコンビニを出た。Xの罪責を論じなさい。
- Q60 Xは、代金を支払うつもりがないのに、牛丼屋で店員Aに対し「牛丼の並と味噌汁」と注文した。そこで、AはXに牛丼と味噌汁を提供し、Xはこれを完食した。Xの罪責を論じなさい。
- Q61 Xは、洋服屋でコートを試着し、店員Aに対し「他の客が向こうで呼んでいる」と嘘を言い、Aがその場を離れた際にコートを着たまま逃走した。Xの罪責を論じなさい。
- Q62 Xは、飲食店で食事をした後、財布を家に忘れてきたことに気づいたため、飲食代を踏み倒そうと思い、店員Aに対し「他の客が向こうで呼んでいる」と嘘を言い、Aがその場を離れた際に代金を払わずに逃走した。Xの罪責を論じなさい。
- Q63 Xは、Aの持っている古い本に1万円札が挟まっていたが、Aがそのことに気づいていなかったことから、「そんな古い本、要らないだろ。俺にくれよ」と言った。Aは、「いいよ」と言って、その本をXに渡した。Xの罪責を論じなさい。
- Q64 Xは、飲食店で食事をした後、財布を家に忘れてきたことに気づいたため、飲食代を踏み倒そうと思い、店員のAに支払いを求められた際、「もう別の店員に払ったよ」と嘘をついた。これを信じたAは、「それは失礼いたしました」と言い、Xを見送った。Xは、食事代を支払わずにそのまま逃走した。Xの罪責を論じなさい。
- Q65 Xは、警察官を装ってA方を訪れ、捜査に協力してほしいとAに嘘を言い、A方の玄関においてA名義の普通預金口座のキャッシュカードを封筒に入れさせた。そして、Xは、封筒を封かんするのりを取りに行くようAに申し向け、Aがその封筒を置いたまま玄関を短時間離れた際に、その封筒と別のカードの入った封筒とをすり替え、戻ってきたAに別のカードの入った封筒を封かんさせて、これを保管するよう指示し、キャッシュカードの入った封筒を隠して持ち去った。Xの罪責を論じなさい。
- Q66 Xは、一般に市販されており誰でも容易に入手可能な2000円相当のあんま器を、「入手困難な特殊治療器で価格1万円であるが、2000円に値引きする」と言ってAに販売した。Aは、Xに2000円を支払い、Xからあんま器を受け取った。Xの罪責を論じなさい。

- Q67 16歳のXは、書店の店主Aに対して18歳であると偽り、18歳未満の者には販売が禁止されている定価1000円の成人雑誌を購入し、1000円をAに支払った。Xの罪責を論じなさい。
- Q68 Xは、搭乗券交付の際に航空会社による厳格な本人確認が行われている中、本当はYを航空機に搭乗させて外国に不法入国させる意図であるのにその意図を隠し、Xが搭乗するように装い、航空会社の係員Aに対してXの航空券と旅券を呈示し、搭乗券の交付を受けた。Xの罪責を論じなさい。
- Q69 暴力団員Yは、暴力団員であることを秘して、B銀行C支店の窓口で行員Dに対しY名義の預金口座の開設を申し込み、Dは、Y名義の預金通帳とキャッシュカードをYに交付した。B銀行では、反社会的勢力との関係遮断の原則を掲げた政府指針を踏まえて、暴力団員には預金口座を開設しないこととしていた。Yの罪責を論じなさい。
- Q70 A県から県営住宅の建設工事を請け負った建設会社の現場所長Xは、工事現場から排出された汚泥について、正規に処理していない汚泥があったにもかかわらず、汚泥が正規に処理された旨の建設業汚泥排水処理券を作成、提出した上、工事代金の支払いをA県知事に請求し、これを交付させた。A県と建設会社の請負契約によると、建設会社が汚泥を正規に処理しなかったとしても、工事代金が減額されることはなかったが、仮にA県に真実を告げたとすると、汚泥処理に関する調査が行われ、工事代金の支払時期が遅れた可能性があった。Xの罪責を論じなさい。
- Q71 Xは、営農意思をもつ者だけが払下げの資格を有する国有地につき、営農意思がないのにあると偽り、対価を支払って県知事から払下げを受けた。Xの罪責を論じなさい。
- Q72 Xは、契約書等を偽造して、Aに対する100万円の債権があると偽って訴訟を提起し、勝訴判決を得た。Xは、強制執行により100万円を取得した。Xの罪責を論じなさい。
- Q73 Xは、自己の口座に預金が全くなく、代金を支払うことができないことを知りながら、Aデパートにおいて店員Bに対しC信販会社の自己名義のクレジットカードを呈示して、鞆を購入することとし、売上票に署名した。Bは、カードの有効性と、売上票とカードの署名の同一性を確認し、鞆をXに渡した。Aデパートから立替払いの請求を受けたC信販会社は、Xの購入した鞆の代金をAデパートの預金口座に振り込み、後日、Xの預金口座から代金を引き落とそうとしたが、Xの預金口座には残高がなかったた

め、引き落とすことができなかった。Xの罪責を論じなさい。

Q74 Xは、友人Yに対し、「買い物をしたいんだけど、今、持ち合わせがないんだ。お前のクレジットカードを貸してくれないか。お前の口座から引き落とされる代金は、後で必ず返すから」と頼んだ。Yは、これを承諾し、XにB信販会社のY名義のクレジットカードを渡した。Xは、Aデパートにおいてそのクレジットカードを使って鞆を購入した。後日、B信販会社は、Aデパートに鞆の代金を立替払いするとともに、Yの預金口座からその代金を取り立てた。また、Xは、Yに代金を支払った。Xの罪責を論じなさい。

Q75 Xは、A電鉄の甲駅から乙駅、丙駅を経て丁駅まで乗車する際、甲駅から乙駅の切符を購入し、甲駅の駅員Bにそれを呈示して電車に乗り、丙駅から丁駅の定期券を丁駅の駅員Cに呈示して改札口を通過した。Xの罪責を論じなさい。

Q76 Xは、麻薬を売るつもりはないのに、Aに対し、「麻薬を売る」と偽り、これを信じたAから代金として現金5万円を受け取った。Xの罪責を論じなさい。

Q77 Xは、Aの依頼によりAに高価な時計を貸し、返却期限が来たので、Aに時計の返却を求めたが、Aは、なかなか返そうとしなかった。返却期限を半年も過ぎたため、Xは、Aに対し、「いい加減にしろ。痛い目に遭いたいか」と脅して返却を求めた。畏怖したAは、Xに時計を返した。Xの罪責を論じなさい。

Q78 ホストクラブの経営者Xは、常連客Aに飲食代5万円の支払いを請求したところ、Aから「生活費がぎりぎりなので、来週の給料日まで支払いを待ってほしい」と言われた。Xは、これに腹を立て、Aの顔を1回平手打ちにし、「今すぐ払え。言うことを聞かないと外国に売り飛ばすぞ」と脅した。畏怖したAは、5万円（1万円札5枚）をXに渡した。Xの罪責を論じなさい。

Q79 Xは、A所有の土地（登記簿上もAが所有名義人となっている）への抵当権設定の手続をするため、その土地の登記済証や白紙委任状、Aの実印をAから預かり保管していたが、Xの個人的な借金の返済に充てるため、Aに無断で権利証や実印を使い、Aの土地を売却した。Xの罪責を論じなさい。

Q80 登記簿上A名義となっている家を借りて居住していたXは、賃貸期間が過ぎても立ち退かず、3カ月間そこで生活し続けた。Xの罪責を論じなさい。

- Q81 Xは、Aから、「俺の代わりに儲かりそうな株式を購入してくれ」と依頼され、その資金として100万円を渡された。Xは、Aの依頼を承諾し、Aから渡された100万円をB銀行C支店にあるX名義の口座に預け入れた。しかし、その後、Xは、自己の借金の返済に充てるため、B銀行C支店のATMでXの口座から100万円を引き出した。Xの罪責を論じなさい。
- Q82 Xは、大学のサークルAの会計係として、B銀行C支店にあるA名義の口座の預金通帳、印鑑、キャッシュカードを保管し、暗証番号も知っていたが、自己の飲食に使うため、B銀行C支店のATMでAの口座から10万円を引き出した。Xの罪責を論じなさい。
- Q83 Xは、Aから盗んだAの預金通帳と印鑑を使って、B銀行C支店の窓口でA名義の口座から10万円を引き出した。Xの罪責を論じなさい。
- Q84 Xは、A銀行B支店のC名義の口座を用意した上で、老人DにDの息子を装って電話をかけ、「借金を返済しなければならないから、すぐに金を送ってくれ」と嘘を言い、上記口座に100万円を振り込むよう指示した。Dは、Xの言葉を信じ、自宅に保管していた現金100万円を持参してE銀行F支店に赴き、同支店のATMを操作してA銀行B支店のC名義の口座に100万円を振り込んだ。その後、Xは、Yに事情を話し、C名義の口座から100万円を引き出してくれるよう依頼した。Yは、これを承諾し、A銀行B支店のATMでC名義の口座から100万円を引き出した。XとYの罪責を論じなさい。
- Q85 Aは、B銀行C支店のDの口座に10万円を振込送金しようとして、誤って同支店のXの口座に振り込んでしまった。Xは、自分の預金通帳を見て、Aから誤って自分の口座に10万円が振り込まれていることに気づいたが、自分の生活費に使うため、誤って振り込まれた金銭であることを行員Eに告げずに同支店の窓口でその10万円を引き出した。Xの罪責を論じなさい。
- Q86 Xは、Aから、「500万円で俺のために土地を購入してくれ」と依頼され、500万円を受け取った。しかし、Xは、その500万円を自己の飲食代や遊興費に費消した。Xの罪責を論じなさい。
- Q87 酒屋の店員Xは、店主Aから命じられ、顧客Bの家に赴いて酒代1万円を集金したが、店に戻る前に、その1万円で馬券を購入した。Xの罪責を論じなさい。

- Q88 Xは、Aから自動車を購入した際、代金を割賦払いとするとともに、代金完済までは所有権をAに残すこととし、自動車の引渡しを受けた。しかし、Xは、金に困っていたため、代金完済の前にその自動車をBに売却した。Xの罪責を論じなさい。
- Q89 工場の経営者Xは、工場の機械を担保としてAから100万円の融資を受けた際、機械の所有権をAに移転させた。しかし、Xは、その機械をAに無断でBに売却した。Xの罪責を論じなさい。
- Q90 Xは、Aに100万円を貸した際、担保のために、Aから譲渡担保としてAの土地の所有権を譲渡され、所有権移転登記を完了した。しかし、Xは、Bに対して100万円の債務があったことから、その担保のために、その土地に根抵当権設定契約を締結し、登記を完了した。Xの罪責を論じなさい。
- Q91 Aは、自己の犯罪行為を隠ぺいするため、警察官Bの知り合いであるXを通じてBに賄賂を贈って買収しようと思い、Xに現金50万円を渡し、Bに届けてくれるよう依頼した。Xは、一旦はAの依頼を承諾したものの、Bに現金を渡すのが惜しくなり、これを自分の借金の返済に充てた。Xの罪責を論じなさい。
- Q92 Xは、AがBから盗んだタイヤを換金してくれるようAから頼まれ、タイヤを預かったが、自分の飲食代に使うためにそのタイヤをCに売却した。Xの罪責を論じなさい。
- Q93 Xは、AがBから盗んだタイヤを換金してくれるようAから頼まれ、Cにこれを売却し、代金10万円を受け取った。しかし、Xは、その代金をAに渡すのが惜しくなり、自分の飲食代に使った。Xの罪責を論じなさい。
- Q94 A社のコンピュータ・システムの開発を担当していたXは、A社のコンピュータ・システムに関する情報の提供をB社のYから依頼された。そこで、Xは、自己が管理していたコンピュータ・システムの設計書や仕様書などの機密書類をA社から持ち出し、Yに渡した。Yは、それらの書類をコピーしてXに返却し、Xは、約1時間後それらの書類を元の場所に戻した。XとYの罪責を論じなさい。
- Q95 Xは、友人Aと旅行に行くため、旅行業者に支払う代金10万円をAから預かった後、買い物中に持ち合わせがなかったため、100万円ある預金から後で埋め合わせればいいと思い、その10万円を洋服代に充てた。Xの罪責を論じなさい。
- Q96 Xは、Aから、「しばらく自宅の改築工事をするので、その間、美術品を預かってく

れ」と頼まれ、自宅においてAの美術品を数点預かった。しかし、Aに恨みを抱いていたXは、Aを困らせるため、Aの美術品を山に廃棄した。Xの罪責を論じなさい。

Q97 A社の経理部長Xは、国会で審議されている法案が可決されるとA社にとって大きな打撃となることから、A社を守りたいという一心から、Xの保管するA社の資金から1000万円を内規に反して国会議員Bに渡し、法案に反対するよう依頼した。Xは、Bが国会内で大きな影響力をもつ国会議員であったことから、Bへの働きかけは功を奏すると確信していた。Xの罪責を論じなさい。

Q98 A社の経理部長Xは、BがA社の株を買い占めようとしていることを知った。Xは、Bと対立関係にあり、BがA社の経営権を握ると解雇されると思い、自分の保身のため、Xの保管するA社の資金から10億円を内規に反してCに渡し、Bの乗っ取りに対する妨害工作を依頼した。その際、Xは、妨害工作の具体的な内容や資金の使用の必要性について全く調査していなかった。なお、A社の経常利益は、1事業年度で20億円から30億円程度であった。Xの罪責を論じなさい。

Q99 Xは、自分の所有する土地をAに売却するという売買契約を締結し、Aから代金3000万円を受け取った。ただ、Aへの所有権移転登記はまだ完了しておらず、所有権の登記名義人はXのままになっていた。そこで、Xは、さらに儲けようと企て、土地をAに売却した事実を隠して、Bに対し、「この土地を2500万円を買ってくれないか」ともちかけ、Bはこれを承諾した。Xは、Bから代金を受け取り、Bへの所有権移転登記も完了した。Xの罪責を論じなさい。

Q100 Yは、自分の所有する土地をCに売却するという売買契約を締結し、Cから代金3000万円を受け取った。ただ、Cへの所有権移転登記はまだ完了しておらず、所有権の登記名義人はYのままになっていた。そこで、Yは、さらに儲けようと企て、Zに対し、「この土地は既にCに売却しているが、お前が先に登記を済ませれば土地はお前のものになる。2500万円を買ってくれないか」ともちかけ、Zはこれを承諾した。Yは、Zから代金を受け取り、Zへの所有権移転登記も完了した。YとZの罪責を論じなさい。

Q101 Wは、自分の所有する土地をDに売却するという売買契約を締結し、Dから代金3000万円を受け取った。ただ、Dへの所有権移転登記はまだ完了しておらず、所有権の登記名義人はWのままになっていた。これを聞きつけたVは、Dに恨みをもっていたことから、後でその土地をDに高く売りつけてやろうと思い、Wに対し、「2000万円ですの土地を買う」と執拗に働きかけた。そこで、Wは、これを承諾し、Vから代金を受け取り、Vへの所有権移転登記も完了した。WとVの罪責を論じなさい。

- Q102 Uは、自分の所有する絵画をEに100万円で売るという売買契約を締結し、Eから代金100万円を受け取った。ただ、絵画は、まだEに引き渡されず、Uの手元にあった。そこで、Uは、さらに儲けようと企て、Tに対し、「この絵画は既にEに売却しているが、お前に先に引き渡せば絵画はお前のものになる。50万円で買ってくれないか」ともちかけ、Tはこれを承諾した。Uは、Tから代金を受け取り、絵画をTに引き渡した。UとTの罪責を論じなさい。
- Q103 Xは、Aから現金100万円を預かり、管理していたが、自己の遊興費に使うため、Aから預かった現金100万円を持って逃走し（第1行為）、3日後、その100万円をカジノで費消した（第2行為）。Xの罪責を論じなさい。
- Q104 Yは、Bから依頼されて、Bの土地の登記済証権などの書類を預かり、Bの土地を管理していたが、自分の借金を返済する必要に迫られたため、Bに無断でその土地に抵当権を設定し（第1行為）、その半年後、さらにBに無断でその土地をCに売却し、所有権移転登記も完了した（第2行為）。第1行為については公訴時効が成立していたため、検察官は第2行為についてYを横領罪で起訴した。Yを有罪とすることは可能か。
- Q105 Zは、Dから依頼されて、Dの土地の登記済証権などの書類を預かり、Dの土地を管理していたが、自分の借金を返済する必要に迫られたため、Dに無断でその土地に抵当権を設定し（第1行為）、その半年後、さらにDに無断でその土地をEに売却し、所有権移転登記も完了した（第2行為）。なお、第1行為、第2行為のいずれについても公訴時効は成立していない。Zの罪責を論じなさい。
- Q106 未成年者Aの祖母Xは、家庭裁判所からAの後見人に選任され、Aの預金を管理していたが、自己の用途に費消するため、Aの預金口座から50万円を無断で引き出した。Xの罪責を論じなさい。
- Q107 A社は、多くの費用と時間をかけて、新聞販売店の購読者管理に関するソフトウェアを開発し、リース会社Bに販売していた。A社にインストラクターとして勤務していたXは、このソフトウェアのプログラムを管理していたが、これを無断で自分のメモリに保存して社外に持ち出し、Bに渡した。Xの罪責を論じなさい。
- Q108 Xは、Aから50万円を借りたが、返済期限を過ぎても、50万円をAに返済しなかった。Xの罪責を論じなさい。

- Q109 Xは、県知事の許可が下りることを条件として、自分の農地をAに売り渡す契約を締結し、Aから代金の100万円を受け取った。しかし、Xは、県知事の許可が下りる前に、自己の借金の担保としてその土地に無断で抵当権を設定し、登記を完了させた。Xの罪責を論じなさい。
- Q110 Xは、自己の土地に対する抵当権設定契約をAとの間で締結し、抵当権設定登記に必要な書類をAに交付したが、抵当権設定登記が完了していなかったことから、事情を知らないBとの間でその土地に対する抵当権設定契約を締結し、登記を完了した。Xの罪責を論じなさい。
- Q111 Xは、AからAの荷物の監視を頼まれたが、Aに損害を与えてやろうと思い、あえて監視を怠ったため、荷物が盗難にあった。Xの罪責を論じなさい。
- Q112 弁護士Xは、Aの依頼を受けて、AがBに損害賠償を請求した訴訟の弁護を担当していたが、Aに有利となる証拠を出せば勝訴できたはずだったのに、Aに財産上の損害を加える目的であえてそれをせず、その結果、Aは敗訴した。Xの罪責を論じなさい。
- Q113 A銀行B支店の支店長Xは、資金繰りに困っているC建設会社から融資を頼まれた。Xは、「なるべく貸付金は回収したいが、もしかすると回収は不可能かもしれない」と思いながら、C社は銀行の古くからの顧客であったことから、十分な担保をとらずにC社に1000万円を融資した。Xの罪責を論じなさい。
- Q114 A銀行B支店の支店長Xは、資金繰りに困っているC建設会社から融資を頼まれた。Xは、貸付金の回収は困難であると思ったが、C社が倒産すれば、これまでC社に融資してきた多額の貸付金が回収できなくなり、A銀行の経営まで危うくなることから、A銀行の存続のためにはC社に融資するしかないと考え、十分な担保をとらずにC社に1000万円を融資した。Xの罪責を論じなさい。
- Q115 Xが社長を務めるA社と、Yが社長を務めるB社は、いずれも資金繰りに困っており、互いに金利の定めや担保もなしに資金を融通し合うことによって、何とか倒産を回避していた。Yは、B社の利益のため、B社所有の絵画を不当に高額な価格で買い取ってくれるようXに依頼した。Xは、これを了承し、A社の資金でその絵画を購入し、A社に損害を与えた。XとYの罪責を論じなさい。
- Q116 A町森林組合の組合長Xは、造林事業として組合員に交付するために受け取った政府貸付金を保管中、その一部の100万円を組合名義でA町に貸し付けた。この政府貸

付金は、法令により組合員への転貸以外の使用を禁止されていたものであった。Xの罪責を論じなさい。

Q117 Xは、Aから自動車を借りて使用していたが、自己の借金の返済に充てるため、Aの自動車を無断で売却した。Xの罪責を論じなさい。

Q118 B信用保証協会は、中小企業が金融機関から融資を受ける際にその債務保証をすることにより中小企業を援助しており、その支所長Yは、中小企業が債務保証をB信用保証協会に申し込んできたときに、申込者の資産状況等を調査し、債務保証するかどうかを決定するという業務を担当していた。Yは、友人の経営する中小企業のC社から1000万円の債務保証の申込みを受けた際、C社が多額の負債を抱えて返済不能状態にあることを認識しながら、C社の債務保証をすることを決定した。そこで、C社は金融機関から1000万円を借り入れた。Yの罪責を論じなさい。

Q119 D信用組合E支店の支店長Zは、預金成績を向上させるために独断で預金者に預金謝礼金を組合の金員から支出していたが、それを補填する必要に迫られたため、組合員に貸し付けるかのように手続を偽装し、本来なら融資を受ける資格のない非組合員であるFに対しD信用組合所有の500万円を正規より高い利息で貸し付けた。Zの罪責を論じなさい。

Q120 Aは、盗んだ1万円札を千円札10枚に両替した。Xは、このことを知りながら、Aに依頼され、この千円札10枚を受け取り、保管した。

Bは、詐取した小切手を銀行で換金した。Yは、このことを知りながら、Bに依頼され、Bが換金して得た金銭を受け取り、保管した。

X、Yに、それぞれ盗品等保管罪が成立するか。

Q121 Aは、覚醒剤の購入資金として、Bから100万円を預かった。Xは、このことを知りながら、この100万円をAから譲り受けた。Xに盗品等無償譲受け罪が成立するか。

Q122 Aは、Bに対し、覚醒剤を売る気がないのにあるかのように装い、これを信じたBから覚醒剤の代金として100万円を詐取した。Xは、このことを知りながら、この100万円をAから譲り受けた。Xに盗品等無償譲受け罪が成立するか。

Q123 Xは、AがBから盗んできた覚醒剤を、盗品であると知りながら買い取った。Xに盗品等有償譲受け罪が成立するか。

Q124 Xは、Aから盗品の売却のあっせんを依頼され、Bを相手方として売却のあっせんを行ったが、契約の成立には至らなかった。Xに盗品等有償処分あっせん罪が成立するか。

Q125 Xは、Aが所持していたウサギが盗品であるとは知らずに、Aに依頼され、このウサギを受け取り、保管していたが、その後、このウサギが盗品であるを知った。しかし、Xは、そのまま保管を続けた。Xに盗品等保管罪が成立するか。

Q126 Aは、Bのカメ（時価約3万円）を盗んで飼っていたが、そのうち飼うのが嫌になった。Xは、Aに依頼され、このカメの売却先を探していたところ、Bがこのカメを溺愛していたことを知り、Bなら高く買い取るだろうと考え、Bに対し、買い取らなければ他に売り飛ばすなどと申し向け、このカメを10万円で買い取らせた。Xに盗品等有償処分あっせん罪が成立するか。

Q127 Xは、A宅の廊下に積んであった古雑誌の束にライターで火をつけたところ、火は廊下の床板に燃え移ったが、床板約1m四方を燃焼させたところで消し止められた。Xに現住建造物等放火罪が成立するか。

Q128 Xは、現住建造物に火を放ったが、不燃性建造物であったため独立燃焼には至らなかった。しかし、放火の媒介物の火力により有毒ガスが発生して人の生命・身体に危険が生じたほか、建造物の壁面が広範囲にわたって剥落するなどの被害が出た。Xに現住建造物等放火罪が成立するか。

Q129 Xは、平安神宮の本殿等を焼失させることを企て、午前3時過ぎ頃、本殿、拝殿、社務所等の建物が廻廊等で接続された平安神宮社殿の一部である祭具庫西側板壁付近にガソリン約10ℓを散布した上、ガスライターでこれに点火した。これにより、祭具庫に接続する本殿等は延焼したが、放火当時宿直員が就寝していた社務所および守衛詰所は延焼を免れた。

祭具庫から社務所内婚礼受付所前までは、廻廊と歩廊を経由して約231m（直線で約165m）、祭具庫から守衛詰所までは廻廊経由で約235m（直線で約144m）であった。各建物はすべて木造であり、廻廊等にも多量の木材が使用されていた。そのため、祭具庫に放火された場合には、社務所、守衛詰所にも延焼する可能性を否定することができなかった。夜間には、守衛等の計4名が宿直にあたり、社務所または守衛詰所で執務をするほか、守衛等が午後8時頃から約1時間にわたり建物等を巡回し、ガードマンも閉門時刻から午後12時までの間に3回と午前5時頃に建物等を巡回することになっていた。

Xに現住建造物等放火罪が成立するか。

Q130 Xは、深夜、無人の研修棟に放火してこれを焼損した。放火当時、この研修棟は、長さ約7.5mの2本の渡り廊下で宿泊棟（104名が現在）と構造上連結されており、これらは一体的に管理運営され、夜間には宿直員による巡回も行われていたが、渡り廊下に防火扉が設置されていたこと、渡り廊下の部材の中に可燃物が見当たらなかったことなどから、渡り廊下を経由して研修棟から宿泊棟へ延焼する可能性を認めるには合理的疑いが残るものであった。Xに現住建造物等放火罪が成立するか。

Q131 Xは、鉄筋コンクリート造3階建マンションの空室に放火したが、未遂にとどまった。このマンションは、他区画へは容易に延焼しない耐火構造になっていたが、状況によっては、火勢が他の部屋へ及ぶおそれが絶対にはいえない構造であった。Xに現住建造物等放火未遂罪が成立するか。

Q132 Xは、市街地の駐車場において、無人で駐車中の他人所有の自動車（以下「被害車両」という）に対し、ガソリン約1.45ℓを車体のほぼ全体にかけた上、これにガスライターで点火して放火し、被害車両の一部を焼損した。火炎は、高さ約1m、幅約40ないし50cmに達した。この火災により、被害車両付近の2台の自動車（被害者以外の者の所有）とゴミ集積場（可燃性のゴミ約300kgが置かれていた）に延焼の危険が及んだが、周囲の建造物に延焼する危険は認められなかった。Xの罪責について論じなさい。

Q133 暴走族グループのリーダーであるXは、対立する暴走族グループの単車を焼損するなどして破壊しようとして企て、配下のYに対して、「Aらの単車を潰せ」、「燃やせ」、「Bの単車でもかまわない」などと言ひ、Yは、これを承諾した。こうして、XとYとの間にB所有の単車を焼損するという内容の共謀が成立した。この共謀に基づき、Yは、C方1階ガラス窓から約30cm離れた軒下に置かれたB所有の単車に放火して同車を焼損し、さらにC方に延焼させて「公共の危険」を生ぜしめた。「公共の危険」を発生させることの認識は、Yにはあったが、Xにはなかった。X、Yの罪責について論じなさい。

Q134 行政書士であるXは、行使の目的をもって、X方行政書士事務所において、某地方法務局供託官A発行にかかる供託金受領証を利用し、同供託官の記名・押印部分をカミソリで切り離れた上、虚偽の供託事実を記入した供託書用紙の下方にこれを接続させて台紙上に貼付し、複写機でコピーする方法によって、あたかも真正な供託金受領証の写しであるかのような外観を呈するコピーを作成した。Xに有印公文書偽造罪が成立

するか。

Q135 市民課係長Xは、市長の代決者である市民課長の補助者として、一定の手続に従って印鑑証明書を作成する事務を行っていたが、手続上必要な申請書の提出と手数料の納付をせずに、自己の用に供するため、印鑑証明書を作成した。Xに公文書偽造罪が成立するか。

Q136 私人であるXは、虚偽の事実を記載した証明願を村役場係員に提出して、村長名義の虚偽の証明書を作成させた。Xに虚偽公文書作成罪の間接正犯が成立するか。

Q137 文書の起案等を担当する地方事務所建築係Yは、情を知らない所長をして、虚偽の記載をなした現場審査申請書に署名・捺印させ、虚偽の現場審査合格書を作成させた。Yに虚偽公文書作成罪の間接正犯が成立するか。

Q138 会社員Xは、上司Aの承諾を得て、行使の目的で、A名義の私文書を作成した。Xに私文書偽造罪が成立するか。

Q139 Yは、無免許運転中に取締りを受けた際、行使の目的で、あらかじめ承諾を得ていたBの氏名等を用いて交通事件原票中の供述書を作成した。Yに私文書偽造罪が成立するか。

Q140 密入国者であるXは、他人A名義の外国人登録証明書を手に入れ、Aの氏名を公私にわたる広範囲の生活場面において一貫して使用し続けたため、Aという氏名がXを指称するものとして完全に定着していた。このような状況において、Xは、A名義の再入国許可を取得して出国しようとし、行使の目的で、A名義の再入国許可申請書を作成した。Xに私文書偽造罪が成立するか。

Q141 指名手配中のXは、素性が明らかになることを免れるため、偽名を用いて就職しようと考え、行使の目的で、虚偽の氏名A、生年月日、住所、経歴等を記載し、自己の顔写真を貼付した履歴書・雇用契約書等を作成した。Xに私文書偽造罪が成立するか。

Q142 Xは、弁護士資格を有しないが、第二東京弁護士会に所属する弁護士が自己と同姓同名であることを利用して、同弁護士であるかのように装っていた。Xは、Xを弁護士と信じていた者から弁護士報酬を得ようとして、行使の目的で、弁護士の肩書を付したXの名で弁護士報酬金請求書等を作成した。Xに私文書偽造罪が成立するか。

- Q143 Xは、国際運転免許証の発給権限のない団体である「国際旅行連盟」から委託されて、行使の目的で、「国際旅行連盟」と刻された、正規の国際運転免許証と酷似した文書を作成した。Xに私文書偽造罪が成立するか。
- Q144 学校法人Aの理事として登録されていたXは、行使の目的で、「理事会決議録」と題する書面に、理事会が自己を理事長に選任し、かつ、自己を議事録署名人とすることを可決したなどと虚偽の内容を記載し、末尾に「理事録署名人X」と記してXの印を押した。Xに私文書偽造罪が成立するか。
- Q145 国立大学教授Xは、学位請求論文の主査として大学院生Aの論文を審査し、同論文が学位論文の水準に達していたので、これを合格させた。後日、Aがその謝礼として提供した100万円をXは收受した。Xの罪責を論じなさい。
- Q146 Xは、警視庁警部補として調布警察署地域課に勤務していたが、公正証書原本不実記載罪等の事件につき同庁多摩中央警察署長に告発状を提出した者から、告発状の検討・助言、捜査情報の提供、捜査関係者への働きかけなどの有利かつ便宜な取り計らいを受けたいとの趣旨で供与された現金50万円を受領した。Xの現金收受に職務関連性は認められるか。
- Q147 宅建業者Yは、宅建業者への指導監督を職務とするP県建築部建築振興課宅建業係長Xに依頼し、指導監督に際して不正な便宜を図ってもらったことの謝礼として、現金50万円を供与した。ところが、その時点では、Xは従前とは一般的職務権限を異にするP県住宅供給公社に出向していた。Xの罪責を論じなさい。
- Q148 警察官Xは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反の罪を犯したAに対し、検挙の意思がないのにそれを恐れるAに金員を交付させる目的で検挙する態度を示した。これに畏怖したAは、寛大な措置を期待して現金5万円をXに渡した。Xの罪責を論じなさい。
- Q149 税務署職員Xは、納税義務者Aの税額を査定する際、査定をことさら厳しくする態度を示したので、心配したAが現金5万円を差し出し、Xはこれを受領して基準より低い査定を行った。Xの罪責を論じなさい。
- Q150 A市立B中学校の教員Cが教室において数学の授業をしていたところ、Cに恨みを抱いていたB中学校の卒業生Xが教室を訪れ、Cを殴打したため、授業が一時中断された。Xの罪責を論じなさい。

- Q151 Xら 20 名は、A 県議会の委員会に陳情、抗議に赴いた。その際、委員長の B が回答文を朗読したところ、騒然となったため、休憩を宣言して退席しようとしたので、X は、審議打切りに抗議して B を殴打した。X の罪責を論じなさい。
- Q152 県議会の X の質疑中に反対会派から質疑の打切りと一括採決の緊急動議が提出された。議長 A が、討論を一切省略し、動議を賛成多数で可決したものとして採決を図ろうとしたので、X はこれを阻止するため A に暴行を加えた。X の罪責を論じなさい。
- Q153 警察官 A は、住宅街をパトロールしていたところ、路上において挙動不審の X を発見したため、X に対し、「話を聞きたい」と声をかけた。しかし、X が明確な返事をしなかったため、A は、X の腕を背後にねじ上げ、無理やり 10m ほど離れた人通りの少ない路地まで X を連行しようとした。そこで、X は、A を殴って逃走した。A は、自己の行為が適法な行為であると思っていた。X の罪責を論じなさい。
- Q154 警察官 A は、窃盗事件の被疑者である X の自宅を訪れ、X に対する逮捕状を X に示すとともに罪名と被疑事実の内容を告げるなど、法律の要件・方式に従って X を逮捕しようとした。しかし、X は、その窃盗事件に全く身に覚えがなかったため、A を殴って逃走した。その後、X は無実であることが判明した。X の罪責を論じなさい。
- Q155 警察官 A が窃盗事件の被疑者である X を逮捕しようとした際、逮捕状を示したのに、X は、それを見ていなかったため、「逮捕状がないから A の逮捕は違法である」と思い、A を殴って逃走した。X の罪責を論じなさい。
- Q156 警察官 B は、Y が店の商品を万引きしようとしているところを発見したため、Y を現行犯逮捕しようとした。しかし、Y は、「逮捕状がなければ逮捕は一切許されないはずだから B の逮捕は違法である」と思い、B を殴って逃走した。Y の罪責を論じなさい。
- Q157 X は、友人 A から、強盗事件の被疑者として警察に追われていると聞かされた。X は、事件当時、A と一緒にいたことから、A の無実を確信し、逃走資金を渡して逃走場所を指示した。その後、A は無実であることが判明した。X の罪責を論じなさい。
- Q158 暴力団員 X は、組長 A が殺人事件の被疑者として逮捕・勾留されたことから、その身代わり犯人として警察署に出頭し、自己が犯人である旨の虚偽の供述をしたが、結局、A は釈放されなかった。X の罪責を論じなさい。

- Q159 指名手配中のXは、自分の別荘に身を隠した。Xの罪責を論じなさい。
- Q160 指名手配中のYは、友人Zに事情を話し、しばらく自分を匿ってくれるよう頼んだ。Zは承諾し、YをZ宅に匿った。YとZの罪責を論じなさい。
- Q161 Xは、友人Aの強盗事件の目撃者として、「犯人はAでない」との虚偽の上申書を作成し、警察に提出した。Xの罪責を論じなさい。
- Q162 Xは、友人Aの強盗事件の目撃者として警察に供述を求められた際、「犯人はAでない」との虚偽の供述をした。Xの罪責を論じなさい。
- Q163 Xは、友人Aの強盗事件の目撃者として警察に供述を求められた際、「犯人はAでない」との虚偽の供述をするとともに、警察官がその供述の内容を録取した供述調書に署名捺印した。Xの罪責を論じなさい。
- Q164 A社の経理部長であるXは、長年、その地位を利用してA社の金員を私的に流用していたが、業務上横領の嫌疑により警察が捜査することになったため、友人のYに事情を話し、A社の帳簿を隠してくれるよう依頼した。Yは、これを承諾し、帳簿を自宅に隠した。XとYの罪責を論じなさい。
- Q165 Xは、友人Yから、Yが窃盗事件の被疑者として警察の捜査の対象となっていると聞き、Yに対し、窃盗の際に使用したドライバー等を捨てるよう助言した。Yは、Xの助言に従い、その道具を廃棄した。XとYの罪責を論じなさい。
- Q166 XとYが共謀の上、共同してAを刺殺したところ、警察は、Yを殺人の被疑者として逮捕し、取調べを開始した。Yは、「自分が1人でAを殺害した」と供述していたため、Xは、自分が逮捕されることはないだろうと思ったが、Yを助けるため、凶器の包丁を川に廃棄した。Xの罪責を論じなさい。
- Q167 ZとWが共謀の上、共同してBを刺殺したところ、警察は、Wを殺人の被疑者として逮捕し、取調べを開始した。Zは、Wが自白すると自分も逮捕されると思い、凶器の包丁を川に廃棄した。Zの罪責を論じなさい。
- Q168 暴力団の組長Xと組員YはA殺害を共謀し、YがAを刺殺した。Yが逮捕されるかもしれないと聞いたXは、Yが逮捕されると自分も逮捕されるおそれがあると思い、Yを逮捕から免れさせるため、自分の別荘に身を隠すようYに指示し、Yを逃走させた。

Xの罪責を論じなさい。

Q169 Xは、息子Aが詐欺事件の被疑者として警察に追われているのを知り、Aの友人Yに事情を話し、「Aを匿ってくれ」と依頼した。Yは、これを承諾し、Aを自宅に匿った。XとYの罪責を論じなさい。

Q170 Xは、友人Aが詐欺事件の被疑者として警察に追われているのを知り、Aの父親Yに事情を話し、「Aに逃走資金を渡したらどうか」と提案した。Yは、これを受け入れ、Aに逃走資金を渡した。XとYの罪責を論じなさい。

Q171 詐欺事件の被疑者として警察に追われていたXは、父親Yに事情を話し、「逃走資金をくれ」と依頼した。Yは、これを承諾し、Xに逃走資金を渡した。XとYの罪責を論じなさい。

Q172 Xは、息子のYが詐欺事件の被疑者として警察に追われているのを知り、詐欺に使用した偽造文書を廃棄するようYに指示した。Yは、それに従い、偽造文書を廃棄した。Xの罪責を論じなさい。

Q173 公職選挙法違反(買収)事件の被告人であったXは、当該事件の証人Yに対して「買収の事実はなかったと証言してくれ」と頼み、Yは公判廷において宣誓の上虚偽の証言をした。Xの罪責を論じなさい。

Q 1 = 第 1 講 【設問 1】 Q 2 = 第 1 講 【設問 2】 Q 3 = 第 1 講 【設問 3】

Q 4 = 第 2 講 【設問 1】 Q 5 = 第 2 講 【設問 2】 Q 6 = 第 3 講 【設問 1】

Q 7 = 第 3 講 【設問 2】 Q 8 = 第 3 講 【設問 3】 Q 9 = 第 3 講 【設問 4】

Q10 = 第 3 講 【設問 5】

Q11 = 第 4 講 【設問 1】 Q12 = 第 4 講 【設問 2】 Q13 = 第 4 講 【設問 3】

Q14 = 第 4 講 【設問 4】 Q15 = 第 4 講 【設問 5】 Q16 = 第 4 講 【設問 6】

Q17 = 第 4 講 【設問 7】 Q18 = 第 4 講 【設問 8】 Q19 = 第 5 講 【設問 1】

Q20 = 第 5 講 【設問 2】

Q21 = 第 6 講 【設問 1】 Q22 = 第 7 講 【設問 1】 Q23 = 第 7 講 【設問 2】

Q24 = 第 7 講 【設問 3】 Q25 = 第 7 講 【設問 4】 Q26 = 第 7 講 【設問 5】

Q27 = 第 7 講 【設問 6】 Q28 = 第 8 講 【設問 1】 Q29 = 第 8 講 【設問 2】

Q30 = 第 8 講 【設問 3】

Q31 = 第 8 講 【設問 4】 Q32 = 第 8 講 【設問 5】 Q33 = 第 8 講 【設問 6】

Q34 = 第 8 講 【設問 7】 Q35 = 第 8 講 【設問 8】 Q36 = 第 8 講 【設問 9】

Q37=第8講【設問10】 Q38=第8講【設問11】 Q39=第8講【設問12】
 Q40=第9講【設問1】
 Q41=第9講【設問2】 Q42=第9講【設問3】 Q43=第9講【設問4】
 Q44=第9講【設問5】 Q45=第9講【設問6】 Q46=第9講【設問7】
 Q47=第9講【設問8】 Q48=第10講【設問1】 Q49=第10講【設問2】
 Q50=第10講【設問3】
 Q51=第10講【設問4】 Q52=第10講【設問5】 Q53=第10講【設問6】
 Q54=第10講【設問7】 Q55=第10講【設問8】 Q56=第10講【設問9】
 Q57=第10講【設問10】 Q58=第10講【設問11】 Q59=第11講【設問1】
 Q60=第11講【設問2】
 Q61=第11講【設問3】 Q62=第11講【設問4】 Q63=第11講【設問5】
 Q64=第11講【設問6】 Q65=第11講【設問7】 Q66=第11講【設問8】
 Q67=第11講【設問9】 Q68=第11講【設問10】 Q69=第11講【設問11】
 Q70=第11講【設問12】
 Q71=第11講【設問13】 Q72=第11講【設問14】 Q73=第11講【設問15】
 Q74=第11講【設問16】 Q75=第11講【設問17】 Q76=第11講【設問18】
 Q77=第12講【設問1】 Q78=第12講【設問2】 Q79=第13講【設問1】
 Q80=第13講【設問2】
 Q81=第13講【設問3】 Q82=第13講【設問4】 Q83=第13講【設問5】
 Q84=第13講【設問6】 Q85=第13講【設問7】 Q86=第13講【設問8】
 Q87=第13講【設問9】 Q88=第13講【設問10】 Q89=第13講【設問11】
 Q90=第13講【設問12】
 Q91=第13講【設問13】 Q92=第13講【設問14】 Q93=第13講【設問15】
 Q94=第13講【設問16】 Q95=第13講【設問17】 Q96=第13講【設問18】
 Q97=第13講【設問19】 Q98=第13講【設問20】 Q99=第13講【設問21】
 Q100=第13講【設問22】
 Q101=第13講【設問23】 Q102=第13講【設問24】 Q103=第13講【設問25】
 Q104=第13講【設問26】 Q105=第13講【設問27】 Q106=第13講【設問28】
 Q107=第14講【設問1】 Q108=第14講【設問2】 Q109=第14講【設問3】
 Q110=第14講【設問4】
 Q111=第14講【設問5】 Q112=第14講【設問6】 Q113=第14講【設問7】
 Q114=第14講【設問8】 Q115=第14講【設問9】 Q116=第14講【設問10】
 Q117=第14講【設問11】 Q118=第14講【設問12】 Q119=第14講【設問13】
 Q120=第15講【設問1】
 Q121=第15講【設問2】 Q122=第15講【設問3】 Q123=第15講【設問4】
 Q124=第15講【設問5】 Q125=第15講【設問6】 Q126=第15講【設問7】

Q127 = 第17講【設問1】 Q128 = 第17講【設問2】 Q129 = 第17講【設問3】
 Q130 = 第17講【設問4】
 Q131 = 第17講【設問5】 Q132 = 第17講【設問6】 Q133 = 第17講【設問7】
 Q134 = 第18講【設問1】 Q135 = 第18講【設問2】 Q136 = 第18講【設問3】
 Q137 = 第18講【設問4】 Q138 = 第18講【設問5】 Q139 = 第18講【設問6】
 Q140 = 第18講【設問7】
 Q141 = 第18講【設問8】 Q142 = 第18講【設問9】 Q143 = 第18講【設問10】
 Q144 = 第18講【設問11】 Q145 = 第20講【設問1】 Q146 = 第20講【設問2】
 Q147 = 第20講【設問3】 Q148 = 第20講【設問4】 Q149 = 第20講【設問5】
 Q150 = 第21講【設問1】
 Q151 = 第21講【設問2】 Q152 = 第21講【設問3】 Q153 = 第21講【設問4】
 Q154 = 第21講【設問5】 Q155 = 第21講【設問6】 Q156 = 第21講【設問7】
 Q157 = 第22講【設問1】 Q158 = 第22講【設問2】 Q159 = 第22講【設問3】
 Q160 = 第22講【設問4】
 Q161 = 第22講【設問5】 Q162 = 第22講【設問6】 Q163 = 第22講【設問7】
 Q164 = 第22講【設問8】 Q165 = 第22講【設問9】 Q166 = 第22講【設問10】
 Q167 = 第22講【設問11】 Q168 = 第22講【設問12】 Q169 = 第22講【設問13】
 Q170 = 第22講【設問14】
 Q171 = 第22講【設問15】 Q172 = 第22講【設問16】 Q173 = 第23講【設問1】

© H. Ohtsuka, T. Sogo, T. Shiotani, K. Toyota

※ここに掲載した問題を無断で複製・転用・配布・販売などに二次利用することは、著作権法上禁じられています。